

平成 27 年度第 1 回岩手県子ども・子育て会議
幼保連携型認定こども園部会

日 時：平成 27 年 10 月 5 日（月）11：00～12：00
場 所：盛岡地区合同庁舎 8－1 会議室

次 第

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 議 題
 - (1) 幼保連携型認定こども園の設置の認可について
 - (2) その他
- 4 閉 会

岩手県子ども・子育て会議 幼保連携型認定こども園部会名簿

【委員】

区分	分野	所属団体	職名	氏名	摘要
子どもの保護者	小学生保護者	岩手県PTA連合会	副会長	五十嵐 のぶ代	
子ども・子育て支援事業者	保育	岩手県社会福祉協議会・保育協議会	会長	藤本 達也	欠席
	教育	岩手県国公立幼稚園協議会	事務局長	村上 幸子	
	子育て支援	NPO法人いわて子育てネット	副理事長	両川 いずみ	
	健全育成	岩手県学童保育連絡協議会	事務局次長	橋本 有紀	
	福祉	岩手県民生委員児童委員協議会	副会長	米田 ハツエ	
学識経験者	大学	盛岡大学短期大学部	教授	大塚 健樹	

【事務局】

部局名	課室名	職名	氏名
保健福祉部	子ども子育て支援課	総括課長	南 敏幸
		少子化・子育て支援担当課長	高橋 一志
		主任主査	大内 毅
		主任主査	黒田 裕史

子 第 6 9 4 号
平成 27 年 9 月 18 日

岩手県子ども・子育て会議

幼保連携型認定こども園部会長 様

岩手県知事 達 増 拓 也



幼保連携型認定こども園の設置の認可について（諮問）

このことについて、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 17 条第 3 項の規定に基づき、下記事例について、貴部会の意見を求めます。

記

○意見照会事項

幼保連携型認定こども園の設置の認可に係る審査（別紙のとおり）

【担当】 保健福祉部子ども子育て支援課
子育て支援担当 大内
電話 019-629-5459
FAX 019-629-5464

別紙

幼保連携型認定こども園の設置の認可につき審議するものの一覧表

番号	名称	所在地	設置者	開設の時期
1	認定こども園宮古ひかり	宮古市西町三丁目16-1、16-2	学校法人岩手キリスト教学園	平成27年11月2日

幼保連携型認定こども園の設置の認可について

1 幼保連携型認定こども園の設置の手続き等の概要

(1) 幼保連携型認定こども園とは

義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的として、この法律（※1）の定めるところにより設置される施設

※1 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）

(2) 設置主体（法第12条）

国、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人

(3) 認可等主体（法第17条第1項）

都道府県知事（※2）、指定都市の長、中核市の長

※2 指定都市及び中核市以外の市町村が設置する施設等の届出の受理（法第16条）を含む。

(4) 審議会の意見聴取

都道府県知事は、アからウまでの認可等をしようとするときは、あらかじめ法第25条に規定する審議会（※3）の意見を聴かなければならない。

ア 設置の認可・廃止等の認可（法第17条第3項）

イ 事業停止命令・閉鎖命令（法第21条第2項）

ウ 認可の取消し（法第22条第2項）

※3 本県においては、「岩手県子ども・子育て会議幼保連携型認定こども園部会」を当該審議会として位置づけ

(5) 設置基準

幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年岩手県条例第103号）で基準を策定（国が定める基準に従い又はそれを参酌）

(6) 認可の適否

ア 法令上の取扱い（法第17条第6項）

条例で定める基準に適合し、かつ欠格事由に該当しないと認められる場合は、認可をするものとされている。ただし、幼保連携型認定こども園を設置しようとする場所を含む区域における特定教育・保育施設の利用定員の総数が、子ども・子育て支援事業支援計画に定める必要利用定員総数に既に達している場合等は認可をしないことができる。

イ 本県の方針

本県においては、岩手県子ども・子育て支援事業支援計画において、「幼稚園又は保育所から認定こども園に移行する場合にあっては、制度の目的である認定こども園の普及の観点から、既に確保対策が量の見込を上回っている場合にも、原則として認可を行う方針（※4）」としていること。

※4 岩手県子ども・子育て支援事業支援計画に明記

2 県内の幼保連携型認定こども園の設置状況 (H27. 4. 1 現在)

公立 4 箇所
 私立 26 箇所
 計 30 箇所

	所在地	公私	名称
1	盛岡市	私立	なでしここども園
2	盛岡市	私立	認定こども園 やよい幼稚園・保育園
3	盛岡市	私立	のぞみこども園
4	盛岡市	私立	幼保連携型認定こども園 月が丘幼稚園・保育園
5	盛岡市	私立	幼保連携型認定こども園 盛岡幼稚園
6	大船渡市	公立	大船渡市立吉浜こども園
7	大船渡市	公立	大船渡市立綾里こども園
8	北上市	私立	学校法人双葉学園ふたば認定こども園双葉幼稚園
9	北上市	私立	幼保連携型認定こども園 いわさき認定こども園
10	遠野市	私立	認定こども園めぐみ遠野聖光こども園
11	一関市	公立	一関市立黄海こども園
12	一関市	公立	一関市立藤沢こども園
13	一関市	私立	学校法人富士修紅学院 修紅短期大学附属認定こども園
14	一関市	私立	認定こども園 一関幼稚園
15	一関市	私立	認定こども園千厩小羊幼稚園・千厩こひつじ園
16	一関市	私立	認定龍澤寺こども園
17	一関市	私立	幼保連携型認定こども園花泉こども園
18	釜石市	私立	かまいしこども園
19	釜石市	私立	学校法人野田学園 甲東こども園
20	二戸市	私立	認定こども園 ともいき
21	二戸市	私立	まつのまるこども園
22	奥州市	私立	認定こども園 こばとこども園
23	奥州市	私立	認定こども園 日高さくらの木
24	奥州市	私立	認定こども園 日高ななつ星
25	奥州市	私立	認定こども園 水沢こども園
26	奥州市	私立	幼保連携型認定こども園 駒形保育園
27	滝沢市	私立	ふじなでしこ こども園
28	紫波町	私立	学校法人岩手キリスト教学園認定こども園ひかりの子
29	紫波町	私立	認定こども園 赤石幼稚園 赤石保育園
30	矢巾町	私立	認定こども園 矢巾中央幼稚園 矢巾中央保育園

3 意見聴取の対象となる施設

	名称	所在地	開設の時期	現在の施設種別
1	認定こども園宮古ひかり	宮古市	H27. 11. 2	幼稚園

幼保連携型認定こども園に係る教育保育概要等に関する調書

施設名 認定こども園宮古ひかり

施設の所在地	〒270 -0061 岩手県宮古市西町3丁目16-1、16-2				
施設の設置者	学校法人 岩手キリスト教学園				
施設の設置者の所在地	〒020-0115 岩手県盛岡市館向町21-7 認定こども園のぞみこども園内				
利用定員	満3歳未満児	満3歳以上児	計		
保育を必要とする子ども	35人	34人	69人		
保育を必要とする子ども以外の子ども	0人	90人	90人		
計	35人	124人	159人 (0歳児9人・1歳児12人 2歳児14人・3歳児30人 4歳児47人・5歳児47人)		
開園日数	開園日数：年間292日 休園日：日曜日、祝日、年末年始				
開園時間	7時00分～18時00分				
教育及び保育に従事する者の数	実人員 14人（常勤換算 13人）				
学級数	5学級				
園舎の面積	1,335.49 m ²				
園庭の面積	622.00 m ²				
給食の提供状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育を必要とする子ども（3歳未満児） 有（自園調理） ・ 保育を必要とする子ども（3歳以上児） 有（自園調理） ・ 保育を必要とする子ども以外の子ども（3歳以上） 有（自園調理） 				
実施する子育て支援事業等の内容		事業の内容	事業の実施日	実施場所	対象者
	1	当園保育教諭が子育ての悩みや不安を持つ方の相談に応じる	全ての開園日	園舎	在園児及び未就園児の両親・祖父母・地域の住民
	2	就学前の子どもの遊びの場、保護者の交流の場	月・水・金曜日の開園日	園舎	就学前の子ども、子どもの両親・祖父母・地域の住民

幼保連携型認定こども園設置基準対応状況

施設名 認定こども園宮古ひかり

項目	申請内容	基準	適・否
(1) 学級編制			
学級編制	30人×1学級、25人×2学級、 22人×2学級	1学級当たり35人以下	適
学級担任	5人	5人(学級数)以上	適
(2) 職員配置			
保育教諭	13人	13人以上 4・5歳児 94人×1/30=3.1(4学級) 3歳児 30人×1/20=1.5(1学級) 1・2歳児 26人×1/6=4.3 0歳児 9人×1/3=3.0	適
調理員	1人	必置(ただし、調理業務の全部を委託する場合は調理員の配置は不要)	適
(3) 設備等			
園舎の構造	2階建	原則2階建以下	適
園舎の面積	1,335.49㎡	702.17㎡以上 学級数による算定 $320㎡ + (5学級 - 2) \times 100㎡ = 620㎡$ 3歳未満の園児数による算定 ほふくしない 0歳児9人×1.65㎡=14.85㎡ ほふくする 1歳児12人×3.3㎡=39.6㎡ 2歳児14人×1.98㎡=27.72㎡	適
園庭の面積	622.00㎡	606.20㎡以上 学級数による算定 $400㎡ + (5学級 - 3) \times 80㎡ = 560㎡$ 3歳以上の園児数による算定 124人×3.3㎡=409.20㎡ 2歳の園児数による算定 2歳児14人×3.3㎡=46.20㎡	適
保育室等の面積	乳児室 48.14㎡(1室)	14.85㎡以上 ほふくしない 0歳児9人×1.65㎡=14.85㎡	適
	ほふく室 61.42㎡(1室)	39.60㎡以上 ほふくする 1歳児12人×3.3㎡=39.6㎡	適
	保育室 332.71㎡(6室)	320.76㎡以上 2歳以上児138人×1.98㎡=273.24㎡	適
(4) 運営			
教育週数	年間45週	年間39週以上	適
子育て支援事業	教育保育相談事業を実施	教育保育相談事業の実施が必須	適
(5) 欠格事由			
申請者	欠格事由に該当しない	欠格事由に該当しないこと。 (欠格事由) ・ 国民の福祉又は学校教育に関する法律の規定による罰金刑 ・ 労働に関する法律の規定による罰金刑 ・ 認可取消の日から起算して5年を経過しない者等	適
申請者の役員	欠格事由に該当しない	申請者と同様の欠格事由に該当しないこと	適

岩手県子ども・子育て会議幼保連携型認定こども園部会

関係法令等

目 次

- 岩手県子ども・子育て会議条例 1
- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の
推進に関する法律〔抄〕 3
- 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び
運営に関する基準 7
- 幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準
を定める条例 12
- 幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準
を定める条例施行規則 16
- 幼保連携型認定こども園の設置の認可に係る方針 . . 20

改正

平成26年10月20日条例第102号

岩手県子ども・子育て会議条例をここに公布する。

岩手県子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第4項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第25条の規定に基づき、岩手県子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(組織)

第2条 子ども・子育て会議は、委員30人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命する。

(1) 子ども(法第6条第1項に規定する子どもをいう。)の保護者(同条第2項に規定する保護者をいう。)

(2) 子ども・子育て支援(法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。次号において同じ。)に関する事業に従事する者

(3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者

(4) 前3号に掲げる者のほか、知事が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第3条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 子ども・子育て会議は、会長が招集する。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数の出席がなければ議事を開き、議決することができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第5条 子ども・子育て会議に、部会を置くことができる。

2 部会は、会長の指名する委員をもって組織する。

3 子ども・子育て会議は、その定めるところにより、部会の議決をもって子ども・子育て会議の議決とすることができる。

4 前2条の規定は、部会について準用する。

(意見の聴取)

第6条 子ども・子育て会議は、必要に応じて専門的知識を有する者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、保健福祉部において処理する。

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成25年11月1日から施行する。

附 則(平成26年10月20日条例第102号)

- 1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号。以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 岩手県子ども・子育て会議は、この条例の施行の日前においても、改正法による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条の規定による調査審議（同法第17条第3項に係るものに限る。）を行うことができる。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）
（抄）

（定義）

第二条

7 この法律において「幼保連携型認定こども園」とは、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満三歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的として、この法律の定めるところにより設置される施設をいう。

（設置者）

第十二条 幼保連携型認定こども園は、国、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人のみが設置することができる。

（設置等の届出）

第十六条 市町村（指定都市等を除く。次条第五項において同じ。）は、幼保連携型認定こども園を設置しようとするとき、又はその設置した幼保連携型認定こども園の廃止、休止若しくは設置者の変更その他政令で定める事項（次条第一項及び第三十四条第六項において「廃止等」という。）を行おうとするときは、あらかじめ、都道府県知事に届け出なければならない。

（設置等の認可）

第十七条 国及び地方公共団体以外の者は、幼保連携型認定こども園を設置しようとするとき、又はその設置した幼保連携型認定こども園の廃止等を行おうとするときは、都道府県知事（指定都市等の区域内に所在する幼保連携型認定こども園については、当該指定都市等の長。次項、第三項、第六項及び第七項並びに次条第一項において同じ。）の認可を受けなければならない。

2 都道府県知事は、前項の設置の認可の申請があったときは、第十三条第一項の条例で定める基準に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準によって、その申請を審査しなければならない。

一 申請者が、この法律その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

二 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

三 申請者が、第二十二條第一項の規定により認可を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過しない者であるとき。ただし、当該認可の取消しが、幼保連携型認定こども園の認

可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該幼保連携型認定こども園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該幼保連携型認定こども園の設置者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして主務省令で定めるものに該当する場合を除く。

四 申請者が、第二十二条第一項の規定による認可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に前項の規定による幼保連携型認定こども園の廃止をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該幼保連携型認定こども園の廃止の認可の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

五 申請者が、第十九条第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第二十二条第一項の規定による認可の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として主務省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に前項の規定による幼保連携型認定こども園の廃止をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該幼保連携型認定こども園の廃止の認可の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

六 申請者が、認可の申請前五年以内に教育又は保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

七 申請者の役員又はその長のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

ロ 第一号、第二号又は前号に該当する者

ハ 第二十二条第一項の規定により認可を取り消された幼保連携型認定こども園において、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内にその幼保連携型認定こども園の設置者の役員又はその園長であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの（当該認可の取消しが、幼保連携型認定こども園の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該幼保連携型認定こども園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該幼保連携型認定こども園の設置者が有していた責任の程度を考慮して、この号に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして主務省令で定めるものに該当する場合を除く。）

ニ 第四号に規定する期間内に前項の規定により廃止した幼保連携型認定こども園（当該廃止について相当の理由がある幼保連携型認定こども園を除く。）において、同号の通知の日前六十日以内にその設置者の役員又はその長であった者で当該廃止の認可の日から起算して五年を経過しないもの。

3 都道府県知事は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、第二十五条に規定する審

議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

- 4 指定都市等の長は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。
- 5 都道府県知事は、第一項の設置の認可をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該認可の申請に係る幼保連携型認定こども園を設置しようとする場所を管轄する市町村の長に協議しなければならない。
- 6 都道府県知事は、第一項及び第二項に基づく審査の結果、その申請が第十三条第一項の条例で定める基準に適合しており、かつ、第二項各号に掲げる基準に該当しないと認めるときは、第一項の設置の認可をするものとする。ただし、次に掲げる要件のいずれかに該当するとき、その他の都道府県子ども・子育て支援事業支援計画（指定都市等の長が認可を行う場合にあつては、子ども・子育て支援法第六十一条第一項の規定により当該指定都市等の長が定める市町村子ども・子育て支援事業計画。以下この項において同じ。）の達成に支障を生ずるおそれがある場合として主務省令で定める場合に該当すると認めるときは、第一項の設置の認可をしないことができる。
 - 一 当該申請に係る幼保連携型認定こども園を設置しようとする場所を含む区域（指定都市等の長が認可を行う場合にあつては、子ども・子育て支援法第六十一条第二項第一号の規定により当該指定都市等が定める教育・保育提供区域をいう。以下この項において同じ。）における特定教育・保育施設の利用定員の総数（子ども・子育て支援法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）が、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める当該区域の特定教育・保育施設の必要利用定員総数（同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該申請に係る設置の認可によってこれを超えることになるか、と認めるとき。
 - 二 当該申請に係る幼保連携型認定こども園を設置しようとする場所を含む区域における特定教育・保育施設の利用定員の総数（子ども・子育て支援法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）が、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める当該区域の特定教育・保育施設の必要利用定員総数（同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該申請に係る設置の認可によってこれを超えることになるか、と認めるとき。
 - 三 当該申請に係る幼保連携型認定こども園を設置しようとする場所を含む区域における特定教育・保育施設の利用定員の総数（子ども・子育て支援法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）が、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める当該区域の特定教育・保育施設の必要利用定員総数（同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該申請に係る設置の認可によってこれを超えることになるか、と認めるとき。
- 7 都道府県知事は、第一項の設置の認可をしない場合には、申請者に対し、速やかに、その旨及び理由を通知しなければならない。

(事業停止命令)

第二十一条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、幼保連携型認定こども園の事業の停止又は施設の閉鎖を命ずることができる。

- 一 幼保連携型認定こども園の設置者が、この法律又はこの法律に基づく命令若しくは条例の規定に故意に違反し、かつ、園児の教育上又は保育上著しく有害であると認められるとき。
 - 二 幼保連携型認定こども園の設置者が前条の規定による命令に違反したとき。
 - 三 正当な理由がないのに、六月以上休止したとき。
- 2 都道府県知事は、前項の規定により事業の停止又は施設の閉鎖の命令をしようとするときは、あらかじめ、第二十五条に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

(認可の取消し)

第二十二条 都道府県知事は、幼保連携型認定こども園の設置者が、この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくは条例の規定又はこれらに基づいてする処分に違反したときは、第十七条第一項の認可を取り消すことができる。

- 2 都道府県知事は、前項の規定による認可の取消しをしようとするときは、あらかじめ、第二十五条に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

(都道府県における合議制の機関)

第二十五条 第十七条第三項、第二十一条第二項及び第二十二条第二項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、都道府県に、条例で幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関を置くものとする。

附 則

(幼稚園の名称の使用制限に関する経過措置)

第七条 施行日において現に幼稚園を設置しており、かつ、当該幼稚園の名称中に幼稚園という文字を用いている者が、当該幼稚園を廃止して幼保連携型認定こども園を設置した場合には、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百三十五条第一項の規定にかかわらず、当該幼保連携型認定こども園の名称中に引き続き幼稚園という文字を用いることができる。

(施設型給付費等に関する経過措置)

第三条 特定教育・保育施設が法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特定教育・保育又は特別利用保育を提供する場合においては、当分の間、第三十三條第一項中「法第二十七條第三項第一号に掲げる額」とあるのは「法附則第九條第一項第一号に規定する市町村が定める額」と、「法第二十八條第二項第二号に規定する市町村が定める額」とあるのは「法附則第九條第一項第二号(1)に規定する市町村が定める額」と、同条第二項中「法第二十七條第三項第一号に規定する額(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)」とあるのは「法附則第九條第一項第一号イに規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)及び同号ロに規定する市町村が定める額」と、「法第二十八條第二項第二号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)」とあるのは「法附則第九條第一項第二号(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)及び同号ロ(2)に規定する市町村が定める額」とする。

2 特定地域型保育事業者が法第十九條第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特別利用地域型保育を提供する場合においては、第四十三條第一項中「法第三十條第二項第二号に規定する市町村が定める額」とあるのは「法附則第九條第一項第三号イ(1)に規定する市町村が定める額」と、同条第二項中「法第三十條第二項第二号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)」とあるのは「法附則第九條第一項第三号イ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)及び同号イ(2)に規定する市町村が定める額」とする。

(利用定員に関する経過措置)

第四条 小規模保育事業C型にあつては、この府令の施行の日から起算して五年を経過する日までの間、第三十七條第一項中「六人以上十人以下」とあるのは「六人以上十五人以下」とする。

(連携施設に関する経過措置)

第五条 特定地域型保育事業者は、連携施設の確保が著しく困難であつて、法第五十九條第四号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができる市町村が認める場合は、第四十二條第一項本文の規定にかかわらず、この府令の施行の日から起算して五年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

府 令 ・ 省 令

○内閣府 厚生労働省

文部科学省令第一号
 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第十三條第二項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を次のように定める。
 平成二十六年四月三十日

- 内閣総理大臣臨時代理 国務大臣 麻生 太郎
- 文部科学大臣臨時代理 国務大臣 田村 憲久
- 厚生労働大臣 田村 憲久

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準

(趣旨)
 第一条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(以下「法」といふ)第十三條第一項の主務省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に依り、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

一 法第十三條第一項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県(指定都市等)(同条第一項に規定する指定都市等をいう。以下同じ)の区域内に所在する幼保連携型認定こども園(都道府県が設置するものを除く)については、当該指定都市等(以下同じ)が条例を定めるに当たつて従うべき基準(第四條、第五條、第十三條第二項(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準)(昭和二十三年厚生省令第六十三号)第十八條ただし書の規定を読み替へて準用する部分に限る)、附則第二条第一項及び附則第三条の規定による基準

二 法第十三條第一項の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準(第六條、第七條第一項から第六項まで、第十三條第一項(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準)第三十二條第八号の規定を準用する部分に限る)及び第二項(同令第八條ただし書の規定を読み替へて準用する部分に限る)、第十四條、附則第二条第二項並びに附則第四条の規定による基準

三 法第十三條第一項の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準(第九條第一項(第一号及び第二号に係る部分に限る)、第十二條及び第十三條第一項(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準)第九條から第九條の三まで、第十一條(第四項ただし書を除く)、第十四條の二並びに第三十二條の二(後段を除く)の規定を読み替へて準用する部分に限る)の規定による基準

四 法第十三條第一項の規定により、同条第二項各号に掲げる事項以外の事項について都道府県が条例を定めるに当たつて参酌すべき基準(この命令に定める基準のうち、前三号に定める規定による基準以外のもの)

2 法第十三條第二項の主務省令で定める基準は、都道府県知事(指定都市等の区域内に所在する幼保連携型認定こども園(都道府県が設置するものを除く)については、当該指定都市等の長、次長及び第三十三條において同じ)の監督に属する幼保連携型認定こども園の園児(法第十四條第六項に規定する園児をいう。以下同じ)が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な養育又は訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

3 内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣は、法第十三條第二項の主務省令で定める基準を常に向上させるように努めるものとする。

(設備運営基準の目的)

第二条 法第十三條第一項の規定により都道府県が条例で定める基準(次条において「設備運営基準」といふ)は、都道府県知事の監督に属する幼保連携型認定こども園の園児が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な養育又は訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(設備運営基準の向上)

第三条 都道府県知事は、その管理に属する法第二十五條に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴き、その監督に属する幼保連携型認定こども園に対し、設備運営基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 都道府県は、設備運営基準を常に向上させるように努めるものとする。

(学級の編制の基準)

第四条 満三歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制するものとする。

2 一学級の園児数は、三十五人以下を原則とする。

3 学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編制することを原則とする。

(職員の数等)

第五条 幼保連携型認定こども園には、各学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭(次項において「保育教諭等」という。)を一人以上置かなければならない。

2 特別の事情があるときは、保育教諭等は、専任の副園長若しくは教頭が兼ね、又は当該幼保連携型認定こども園の学級数の三分の一の範囲内で、専任の助保育教諭若しくは講師をもって代えることができる。

3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育(満三歳未満の園児については、その保育。以下同じ。)に直接従事する職員の数は、次の表の上欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数に、常時二人を下つてはならない。

園児の区分	員数
一 満四歳以上の園児	おおむね三十人につき一人
二 満三歳以上満四歳未満の園児	おおむね二十人につき一人
三 満一歳以上満三歳未満の園児	おおむね六人につき一人
四 満一歳未満の園児	おおむね三人につき一人

備考

一 この表に定める員数は、副園長(幼稚園の教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)第四條第二項に規定する普通免許状をいう。以下この号において同じ。)を有し、かつ、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第十八條の十八第一項の登録(以下この号において「登録」という。)を受けたものに限り、教頭(幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限り)、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であつて、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。

二 この表に定める員数は、同表の上欄の園児の区分ごとに下欄の園児数に応じ定める数を合算した数とする。

三 この表の第一号及び第二号に係る員数が学級数を下るときは、当該学級数に相当する数を当該員数とする。

四 園長が専任でない場合は、原則としてこの表に定める員数を一人増加するものとする。

4 幼保連携型認定こども園には、調理員を置かなければならない。ただし、第十三條第一項において読み替へて準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十二條の二(後段を除く。第七條第三項において同じ。)の規定により、調理業務の全部を委託する幼保連携型認定こども園にあつては、調理員を置かないことができる。

5 幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。

- 一 副園長又は教頭
- 二 主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭
- 三 事務職員

(園舎及び園庭)

第六條 幼保連携型認定こども園には、園舎及び園庭を備えなければならない。

2 園舎は、二階建以下を原則とする。ただし、特別の事情がある場合は、三階建以上とすることができる。

3 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所(以下この項及び次項において「保育室等」という。)は、階に設けるものとする。ただし、園舎が第十三條第一項において読み替へて準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十二條第八号イ、ロ及びハに掲げる要件を満たすときは保育室等を二階に、前項ただし書の規定により園舎を三階建以上とする場合であつて、第十三條第一項において準用する同令第三十二條第八号ロからチまでに掲げる要件を満たすときは、保育室等を三階以上の階に設けることができる。

4 前項ただし書の場合において、三階以上の階に設けられる保育室等は、原則として、満三歳未満の園児の保育の用に供するものでなければならない。

5 園舎及び園庭は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けることを原則とする。

6 園舎の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。

学級数	面積(平方メートル)
一 学級	180
二 学級以上	320+100×(学級数-2)

7 満三歳未満の園児数に応じ、次条第六項の規定により算定した面積

二 園庭の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。

一次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積

イ 次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積

学級数	面積(平方メートル)
一 学級以下	320+30×(学級数-1)
二 学級以上	400+80×(学級数-3)

ロ 三・三平方メートルに満三歳以上の園児数を乗じて得た面積

三 三・三平方メートルに満二歳以上満三歳未満の園児数を乗じて得た面積

(園舎に備えるべき設備)

第七條 園舎には、次に掲げる設備(第二号に掲げる設備については、満二歳未満の保育を必要とする子どもを入園させる場合に限り)を備えなければならない。ただし、特別の事情があるときは、保育室と遊戯室及び職員室と保健室とは、それぞれ兼用することができる。

- 一 職員室
 - 二 乳児室又はほふく室
 - 三 保育室
 - 四 遊戯室
 - 五 保健室
 - 六 調理室
 - 七 便所
 - 八 飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備
- 2 保育室(満三歳以上の園児に係るものに限る。)の数は、学級数を下つてはならない。
- 3 満三歳以上の園児に対する食事の提供については、第十三條第一項において読み替へて準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十二條の二に規定する方法により行う幼保連携型認定こども園にあつては、第一項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園においては、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該幼保連携型認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

4 園児に対する食事の提供について、幼保連携型認定こども園内で調理する方法により行う園児数が二十人に満たない場合においては、当該食事の提供を行う幼保連携型認定こども園は、第一項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園においては、当該食事の提供について当該方法により行うために必要な調理設備を備えなければならない。

- 5 飲料水用設備は、手洗用設備又は足洗用設備と区別して備えなければならない。
- 6 次の各号に掲げる設備の面積は、当該各号に定める面積以上とする。
 - 一 乳児室 一・六五平方メートルに満二歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積
 - 二 ほふく室 三・三平方メートルに満二歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積
- 7 第一項に掲げる設備のほか、園舎には、次に掲げる設備を備えるよう努めなければならない。
 - 一 放送録取設備
 - 二 映写設備
 - 三 水遊び場
 - 四 園児清浄用設備
 - 五 図書室
 - 六 会議室
- 第八条 (園具及び教員)

第八條 幼保連携型認定こども園には、学級数及び園児数に応じ、教育上及び保育上、保健衛生上並びに安全上必要な種類及び数の園具及び教員を備えなければならない。
- 第九條 幼保連携型認定こども園における教育及び保育を行う期間及び時間は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。
 - 一 毎学年の教育週数は、特別の事情のある場合を除き、三十九週を下つてはならないこと。
 - 二 教育に係る標準的な一日当たりの時間(次号において「教育時間」という。)は、四時間とし、園児の心身の発達に程度、季節等に適切に配慮すること。
 - 三 保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の時間(満三歳以上の保育を必要とする子どもに該当する園児については、教育時間を含む)は、一日につき八時間を原則とする。
- 2 前項第三号の時間については、その地方における園児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、園長がこれを定めるものとする。
- 第十條 (子育て支援事業の内容)

第十條 幼保連携型認定こども園における保護者に対する子育ての支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援することを旨として、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち、その所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする。その際、地域の人材や社会資源の活用を図るよう努めるものとする。
- 第十一條 (揭示)

第十一條 幼保連携型認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が幼保連携型認定こども園である旨を揭示しなければならない。
- 第十二條 (学校教育法施行規則の準用)

第十二條 学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第五十四条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、同条中「児童が」とあるのは「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十四条第六項に規定する園児(以下この条において「園児」という。)」が」と、「児童の」とあるのは「園児の」と読み替えるものとする。

(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の準用)

第十三條 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第四條、第五條第一項、第二項及び第四項、第七條の二、第九條から第九條の三まで、第十一條(第四項ただし書を除く)、第十四條の二、第十四條の三第一項、第三項及び第四項、第三十二條第八号、第三十二條の二(後段を除く)並びに第三十六條の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四條第一項	読み替えられる児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四條第二項	最低基準	最低基準	設備運営基準
第五條第一項	入所している者	入所している者	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十三條第一項の規定により都道府県が条別で定める基準(以下この条において「設備運営基準」という。)
第五條第二項及び第十條第五項	児童の	児童の	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十四條第六項に規定する園児(以下「園児」という。)
第七條の二第一項	法	法	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
第九條の見出し	入所した者	入所した者	園児
第九條並びに第十一條第二項及び第三項	入所している者	入所している者	園児
第九條	又は入所	又は入所	又は入園
第九條の二	入所中の児童	入所中の児童	園児
第九條の三	児童福祉施設の長	児童福祉施設の長	当該園児
	入所中の児童等(法第三十三條の七に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。)に対し法第四十七條第一項本文の規定により親権を行う場合であつて懲戒するとき又は同条	入所中の児童等(法第三十三條の七に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。)に対し法第四十七條第一項本文の規定により懲戒するとき又は同条	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十四條第一項に規定する園児(以下「園児」という。)
	その児童等	その児童等	園児

第二十一条第一項	入所している者	保育を必要とする子どもに該当する園児
第八条	入所している者	幼児 保育を必要とする子どもに該当する園児
第十四条の二	利用者	学校、社会福祉施設等
第十四条の三第一項	援助	園児
第十四条の三第三項	入所している者	教育及び保育並びに子育ての支援について、その保育（満三歳未満の園児についての支援）並びに子育ての支援
第三十二条第八号	又は遊戯室	遊戯室又は便所
第三十二条第八号イ	耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物（同号ロに該当するものを除く。）	耐火建築物
第三十二条第八号ロ	施設又は設備	設備
第三十二条第八号ハ	施設及び設備	設備
第三十二条第八号ヘ	乳幼児	園児
第三十二条の二	第十一条第一項	幼児 保育を必要とする子どもに該当する園児
第三十六条	乳幼児 保育所の長 入所している乳幼児	園児 園長 園児
	保育	教育及び保育

2 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第八條の規定は、幼児連携型認定子ども園の職員及び設備について準用する。この場合において、同条の見出し中「他の社会福祉施設を併せて設置する」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねる」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねる」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、同条中「他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じて」

とあるのは「その運営上必要と認められる場合は」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と併せて設置する社会福祉施設とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等」と、入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員」とあるのは職員については「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十四条第六項に規定する園児の保育に直接従事する職員」と、設備については「乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所」と読み替えるものとする。

(幼稚園設置基準の準用)

第十四条 幼稚園設置基準（昭和三十一年文部省令第三十二号）第七条の規定は、幼児連携型認定子ども園について準用する。この場合において、同条第一項中「幼児の教育上」とあるのは「その運営上」と、同条第二項中「施設及び設備」とあるのは「設備」と読み替えるものとする。

附則

(施行期日)

第一条 この命令は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十八号。以下「一部改正法」という。）の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。

(みなし幼児連携型認定子ども園に関する経過措置)

第二条 施行日から起算して五年間は、第五条第三項の規定にかかわらず、みなし幼児連携型認定子ども園（一部改正法附則第三条第一項の規定により法第十七条第一項の設置の認可があったものとみなされた旧幼児連携型認定子ども園）（一部改正法による改正前の法第七条第一項に規定する認定子ども園である同法第三条第三項に規定する幼児連携施設（幼稚園及び保育所で構成されるものに限る。）をいう。）をいう。以下この条において同じ。の職員配置については、なお従前の例によることができる。

2 みなし幼児連携型認定子ども園の設備については、第六条から第八条までの規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

(幼児連携型認定子ども園の職員配置に係る特例)

第三条 施行日から起算して五年間は、副園長又は教頭を置く幼児連携型認定子ども園についての第五条第三項の規定の適用については、同項の表備考第一号中「かつ」とあるのは、「又は」とすることができ。

(幼児連携型認定子ども園の設置に係る特例)

第四条 施行日の前日において現に幼稚園（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下この条において同じ。）を設置している者が、当該幼稚園を廃止し、当該幼稚園と同一の所在場所において、当該幼稚園の設備を用いて幼児連携型認定子ども園を設置する場合における当該幼児連携型認定子ども園に係る第六条第三項及び第七項並びに第七条第六項の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第六条第三項	第十三条第一項において読み替えて準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十二条第八号イ、ロ及びハに掲げる要件を満たす	耐火建築物で、園児の待避上必要な設備を備える

<p>第六條 一次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積 イ、次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積</p> <table border="1"> <tr> <td>学級数</td> <td>面積 (平方メートル)</td> </tr> <tr> <td>二学級以下</td> <td>330+30×(学級数-1)</td> </tr> <tr> <td>三学級以上</td> <td>400+80×(学級数-3)</td> </tr> </table> <p>ロ 三・三平方メートルに満三歳以上の園児数を乗じて得た面積</p>	学級数	面積 (平方メートル)	二学級以下	330+30×(学級数-1)	三学級以上	400+80×(学級数-3)	<p>一次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積</p> <table border="1"> <tr> <td>学級数</td> <td>面積 (平方メートル)</td> </tr> <tr> <td>二学級以下</td> <td>330+30×(学級数-1)</td> </tr> <tr> <td>三学級以上</td> <td>400+80×(学級数-3)</td> </tr> </table>	学級数	面積 (平方メートル)	二学級以下	330+30×(学級数-1)	三学級以上	400+80×(学級数-3)
学級数	面積 (平方メートル)												
二学級以下	330+30×(学級数-1)												
三学級以上	400+80×(学級数-3)												
学級数	面積 (平方メートル)												
二学級以下	330+30×(学級数-1)												
三学級以上	400+80×(学級数-3)												
<p>第七條 一 乳児室 一・六五平方メートルに満二歳未満の園児のうちほふくしないものを乗じて得た面積 二 ほふく室 三・三平方メートルに満二歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積 三 保育室又は遊戯室 一・九八平方メートルに満二歳以上の園児数を乗じて得た面積</p>	<p>一 乳児室 一・六五平方メートルに満二歳未満の園児のうちほふくしないものを乗じて得た面積 二 ほふく室 三・三平方メートルに満二歳未満の園児のうちほふくするものを乗じて得た面積</p>												

2 施行日の前日において現に保育所(その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下この条において同じ)を設置している者が、当該保育所を廃止し、当該保育所と同一の所在場所において、当該保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る第六條第三項、第六項及び第七項の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<p>読み替えられる規定</p> <p>読み替えられる字句</p>	<p>読み替えられる字句</p>						
<p>第六條 一 次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積</p> <table border="1"> <tr> <td>学級数</td> <td>面積 (平方メートル)</td> </tr> <tr> <td>一学級</td> <td>180</td> </tr> <tr> <td>二学級以上</td> <td>320+100×(学級数-2)</td> </tr> </table>	学級数	面積 (平方メートル)	一学級	180	二学級以上	320+100×(学級数-2)	<p>一 満三歳以上の園児数に応じ、次条第六項の規定により算定した面積</p>
学級数	面積 (平方メートル)						
一学級	180						
二学級以上	320+100×(学級数-2)						

<p>第六條 一次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積 イ、次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積</p> <table border="1"> <tr> <td>学級数</td> <td>面積 (平方メートル)</td> </tr> <tr> <td>二学級以下</td> <td>330+30×(学級数-1)</td> </tr> <tr> <td>三学級以上</td> <td>400+80×(学級数-3)</td> </tr> </table> <p>ロ 三・三平方メートルに満三歳以上の園児数を乗じて得た面積</p>	学級数	面積 (平方メートル)	二学級以下	330+30×(学級数-1)	三学級以上	400+80×(学級数-3)	<p>一 三・三平方メートルに満三歳以上の園児数を乗じて得た面積</p>
学級数	面積 (平方メートル)						
二学級以下	330+30×(学級数-1)						
三学級以上	400+80×(学級数-3)						

3 施行日の前日において現に幼稚園又は保育所を設置している者が、当該幼稚園又は保育所を廃止し、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において、当該幼稚園又は保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園であつて、当該幼保連携型認定こども園の園舎と同一の敷地内又は隣接する位置に園庭(第六條第七項第一号の面積以上の面積のものに限る)を設けるものは、当分の間、同条第五項の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす場所に園庭を設けることができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園は、満三歳以上の園児の教育及び保育に支障がないようにしなければならない。

一 園児が安全に移動できる場所であること。
二 園児が安全に利用できる場所であること。
三 園児が日常的に利用できる場所であること。
四 教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。

省 令

○文部科学省令第二十一号
学校保健安全法(昭和三十三年法律第五十六号)第十七條第一項及び第二項並びに学校保健安全法施行令(昭和三十三年政令第七十四号)第四條第一項の規定に基づき、学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十六年四月三十日
文部科学大臣臨時代理
国務大臣 田村 憲久

学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令
学校保健安全法施行規則(昭和三十三年文部省令第十八号)の一部を次のように改正する。
第六條第一項第一号中、「体重及び座高」を「及び体重」に改め、同項第三号中「脊柱」を「脊柱」に改め、「有無」の下に「並びに四肢の状態」を加え、同項第十一号を削り、第十二号を第十一号とし、同条第三項第二号及び第三号中「及び第七條第六項」を「第七條第六項及び第十一号」に改め、同条第四項中「小学校の第四学年以上の学年並びに中学校、高等学校及び高等専門学校(以下「高等学校」といふ)の全学年に於いては第十一号に掲げるものを」と及び「第一号」を削り、「第十号及び第十一号」を「及び第十号」に改め、「(第一号にあつては、座高に限る。)」を削る。
第七條第二項中「たび、靴下」を「靴下」に、「両上肢」を「両上肢」に改め、同条第四項を次のように改める。
4 前条第一項第三号の四肢の状態は、四肢の形態及び発育並びに運動器の機能の状態に注意する。
第七條第六項中「この条」の下に「及び第十一号」を加え、同条第八項を削り、同条第九項中「寄生虫卵の有無の検査」を削り、同項を第八項とする。

○幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例

平成26年10月20日条例第103号

幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第13条第1項の規定により、幼保連携型認定こども園（法第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(学級編製の基準)

第2条 満3歳以上の園児（法第14条第6項に規定する園児をいう。以下同じ。）については、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号。以下「省令」という。）に規定するところにより、学級を編制するものとする。

(幼保連携型認定こども園に置くべき職員及びその員数等)

第3条 幼保連携型認定こども園には、省令に規定するところにより、職員を置かなければならない。

2 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は、満4歳以上の園児おおむね30人につき1人以上、満3歳以上満4歳未満の園児おおむね20人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の園児おおむね6人につき1人以上、満1歳未満の園児おおむね3人につき1人以上とする。ただし、当該職員の数は、常時2人を下回ってはならない。

3 前項に規定する職員は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下この項において同じ。）を有し、かつ、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18第1項に規定する登録（以下この項において「登録」という。）を受けた者に限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けた者に限る。）、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師でなければならない。

4 前2項の規定により算出した満3歳以上の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数が学級の数を下回るときは、当該学級の数に相当する数を当該職員の数とする。

5 専任でない園長を置く幼保連携型認定こども園については、原則として前3項の規定により算出した職員の数に1を加えた数を当該職員の数とする。

6 幼保連携型認定こども園は、その運営上必要と認められる場合は、当該幼保連携型認定こども園の職員の一部を他の学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいう。第6条第7項において同じ。）又は社会福祉施設（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第62条第1項に規定する社会福祉施設をいう。第6条第7項において同じ。）の職員と兼ねることができる。ただし、園児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。

7 前各項に定めるもののほか、幼保連携型認定こども園に置くべき職員及びその員数等の基準は、規則で定める。

(施設及び設備の一般的基準)

第4条 幼保連携型認定こども園の位置は、その運営上適切で、通園の際の安全が確保されている場所にこれを定めなければならない。

2 幼保連携型認定こども園の設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。

(園舎及び園庭)

第5条 幼保連携型認定こども園には、園舎及び園庭を備えなければならない。

2 園舎及び園庭は、原則として同一の敷地内又は隣接する位置に設けなければならない。

3 園舎の階数は、原則として2以下とする。ただし、特別の事情がある場合は、3以上とすることができる。

4 次条第1項第1号から第3号まで及び第5号に掲げる設備は、1階に設けるものとする。ただし、規則で定める要件に該当する場合は、当該設備を2階以上の階に設けることができる。

5 園舎の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。

(1) 次の表の左欄に掲げる学級の数の区分に応じ、同表の右欄に掲げる式により算出した面積

1 学級	180平方メートル
2 学級以上	320平方メートル+ (学級の数-2) ×100平方メートル

(2) 次のアからウまでに掲げる面積を合算した面積

ア 1.65平方メートルに満2歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積

イ 3.3平方メートルに満2歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積

ウ 1.98平方メートルに満2歳以上満3歳未満の園児の数を乗じて得た面積

6 園庭の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。

(1) 次のア又はイに掲げる面積のうちいずれか大きい面積

ア 次の表の左欄に掲げる学級の数の区分に応じ、同表の右欄に掲げる式により算出した面積

2 学級以下	330平方メートル+ (学級の数-1) ×30平方メートル
3 学級以上	400平方メートル+ (学級の数-3) ×80平方メートル

イ 3.3平方メートルに満3歳以上の園児の数を乗じて得た面積

(2) 3.3平方メートルに満2歳以上満3歳未満の園児の数を乗じて得た面積

(園舎に備えるべき設備)

第6条 園舎には、次に掲げる設備を備えなければならない。ただし、特別の事情がある場合は、第2号の保育室及び第3号の遊戯室は、兼用することができる。

(1) 乳児室又はほふく室（満2歳未満の保育を必要とする子ども（法第2条第10項に規定する保育を必要とする子どもをいう。第8条第2項第2号において同じ。）を入園させる場合に限る。）

(2) 保育室

(3) 遊戯室

(4) 調理室

(5) 便所

(6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める設備

2 保育室（満3歳以上の園児に係るものに限る。）の数は、学級の数を下回ってはならない。

3 満3歳以上の園児に対する食事の提供について、第12条において読み替えて準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年岩手県条例第87号）第43条前段に規定する方法により行う幼保連携型認定こども園にあっては、第1項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園は、当該食事の提供について当該方法によることとした場合においてもなお当該幼保連携型認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等のための機能を有する設備を備えなければならない。

4 園児に対する食事の提供について、幼保連携型認定こども園内で調理する方法により行う園児の数が20人に満たない場合においては、当該食事の提供を行う幼保連携型認定こども園は、第1項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園は、当該食事の提供について当該方法により行うために必要な調理のための設備を備えなければならない。

5 次の各号に掲げる設備の面積は、当該各号に定める面積以上とする。

(1) 乳児室 1.65平方メートルに満2歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積

(2) ほふく室 3.3平方メートルに満2歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積

(3) 保育室及び遊戯室 1.98平方メートルに満2歳以上の園児の数を乗じて得た面積

6 第1項各号に掲げる設備のほか、園舎には、次に掲げる設備を備えるよう努めなければならない。

(1) 図書室

(2) 前号に掲げるもののほか、規則で定める設備

7 幼保連携型認定こども園は、その運営上必要と認められる場合は、当該幼保連携型認定こども園の設備の一部を他の学校、社会福祉施設等の設備と兼ねることができる。ただし、第1項第1号から第3号まで及び第5号に掲げる設備については、この限りでない。

8 前各項に定めるもののほか、園舎に備えるべき設備の基準は、規則で定める。

(園具及び教具)

第7条 幼保連携型認定こども園には、学級及び園児の数に応じ、教育上及び保育上、保健衛生上並びに安全上必要な種類及び数の園具及び教具を備えなければならない。

(教育週数並びに教育及び保育を行う時間)

第8条 幼保連携型認定こども園における毎学年の教育週数は、特別の事情がある場合を除き、39週を下回ってはならない。

2 幼保連携型認定こども園における教育及び保育の時間は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

(1) 教育に係る標準的な1日当たりの時間(次号において「教育時間」という。)は、4時間とし、園児の心身の発達の程度、季節等に適切に配慮すること。

(2) 保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の時間(満3歳以上の保育を必要とする子どもに該当する園児については、教育時間を含む。)は、原則として1日につき8時間とすること。

3 前項第2号の時間については、園児の保護者の労働時間、家庭の状況等を考慮して、園長が定めるものとする。

(履修困難な教科の学習)

第9条 園児が心身の状況によって履修することが困難な教科については、その園児の心身の状況に適合するように課さなければならない。

(子育て支援事業の内容)

第10条 幼保連携型認定こども園における保護者に対する子育ての支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援することを旨として、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち、その所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする。その際、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他の団体等の活用を図るよう努めるものとする。

2 前項に規定するもののほか、幼保連携型認定こども園は、原則として全ての開園日において、教育・保育相談事業(法第2条第12項に規定する地域の子どもの養育に関する各般の問題につき保護者からの相談に応じ必要な情報の提供及び助言を行う事業であって主務省令で定めるもののうち知事が定めるものをいう。)を実施しなければならない。

(掲示)

第11条 幼保連携型認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が幼保連携型認定こども園である旨を掲示しなければならない。

(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の準用)

第12条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第4条第1項及び第2項、第7条、第9条から第11条まで、第13条、第18条、第19条第1項、第3項及び第4項、第43条前段並びに第47条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、同条例第4条第1項中「入所している者の人権」とあるのは、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第6項に規定する園児(以下「園児」という。)の人権」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号。以下「改正法」という。)の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して5年間は、みなし幼保連携型認定こども園（改正法附則第3条第2項に規定するみなし幼保連携型認定こども園をいう。次項において同じ。）に置く職員の数については、第3条第2項から第5項までの規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 みなし幼保連携型認定こども園の園舎及び園庭、設備並びに園具及び教具については、当分の間、第5条から第7条までの規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 施行日から起算して5年間は、副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園に係る第3条第3項の規定の適用については、同項中「かつ、」とあるのは、「又は」とする。
- 5 施行日の前日において現に幼稚園（その運営の実績等により適正な運営が確保されていると知事が認めるものに限る。附則第9項において同じ。）を設置している者が、当該幼稚園を廃止し、当該幼稚園と同一の場所において、当該幼稚園の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園の園庭の面積は、当分の間、第5条第6項の規定にかかわらず、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。
- (1) 次の表の左欄に掲げる学級の数の区分に応じ、同表の右欄に掲げる式により算出した面積

2学級以下	$330\text{平方メートル} + (\text{学級の数} - 1) \times 30\text{平方メートル}$
3学級以上	$400\text{平方メートル} + (\text{学級の数} - 3) \times 80\text{平方メートル}$

- (2) 3.3平方メートル に満2歳以上満3歳未満の園児の数を乗じて得た面積
- 6 前項に規定する幼保連携型認定こども園については、当分の間、第6条第5項第3号の規定は、適用しない。
- 7 施行日の前日において現に保育所（その運営の実績等により適正な運営が確保されていると知事が認めるものに限る。附則第9項において同じ。）を設置している者が、当該保育所を廃止し、当該保育所と同一の場所において、当該保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園の園舎の面積は、当分の間、第5条第5項の規定にかかわらず、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。
- (1) 1.65平方メートル に満2歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積
- (2) 3.3平方メートル に満2歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積
- (3) 1.98平方メートル に満2歳以上の園児の数を乗じて得た面積
- 8 前項に規定する幼保連携型認定こども園の園庭の面積は、当分の間、第5条第6項の規定にかかわらず、 3.3平方メートル に満2歳以上の園児の数を乗じて得た面積以上とする。
- 9 施行日の前日において現に幼稚園又は保育所を設置している者が、当該幼稚園又は保育所を廃止し、当該幼稚園又は保育所と同一の場所において、当該幼稚園又は保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園であって、当該幼保連携型認定こども園の園舎と同一の敷地内又は隣接する位置に第5条第6項第1号の規定により算出した面積以上の面積の園庭を設けるものは、当分の間、同条第2項の規定にかかわらず、園児が安全に移動することができる場所であることその他規則で定める要件の全てを満たす場所に園庭を設けることができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園は、園児の教育及び保育に支障がないようにしなければならない。

○幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

平成27年2月6日規則第4号

幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年岩手県条例第103号。以下「条例」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(幼保連携型認定こども園に置くべき職員及びその員数等の基準)

第2条 幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。

- (1) 副園長又は教頭
- (2) 主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭
- (3) 事務職員

(幼保連携型認定こども園の設備の基準)

第3条 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所（以下この条において「保育室等」という。）を2階に設ける園舎に係る条例第5条第4項の規則で定める要件は、次のとおりとする。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物であること。
- (2) 次の表の左欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる設備が1以上設けられていること。

区分	設備
常用	1 屋内階段 2 屋外階段
避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項に定める構造の屋内階段（建築物の1階から2階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号に定める構造とする。）又は同項に定める構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段

(3) 保育室等その他園児が出入りし、又は通行する場所に、園児の転落を防止する設備が設けられていること。

2 保育室等を3階以上に設ける園舎に係る条例第5条第4項の規則で定める要件は、次のとおりとする。

- (1) 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる設備が1以上設けられていること。

階	区分	設備
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項又は第3項に定める構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項に定める構造の屋内階段（建築物の1階から3階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号に定める構造とする。）又は同項に定める構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備

		3 屋外階段
4階以上	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項又は第3項に定める構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項に定める構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項に定める構造の屋内階段（建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことができる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号の国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができると認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同項第2号、第3号及び第9号に定める構造とする。）又は同項に定める構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項に定める構造の屋外階段

(2) 前号の表の右欄に掲げる設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からそのいずれかに至る歩行距離が30メートル以下であること。

(3) 園舎の調理室が調理室以外の部分と建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画され、かつ、換気、暖房又は冷房の設備の風道が当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。ただし、次のいずれかの要件に該当する調理室については、この限りでない。

ア スプリンクラー設備その他これに類する設備で自動式のものが設けられていること。

イ 調理用器具の種類に応じて有効な消火装置で自動式のものが設けられ、かつ、調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

(4) 園舎の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

(5) 保育室等その他園児が出入りし、又は通行する場所に、園児の転落を防止する設備が設けられていること。

(6) 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関に火災を通報する設備が設けられていること。

(7) 園舎のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災のための処理が施されていること。

(8) 原則として満3歳未満の園児の保育の用に供するものであること。

（幼保連携型認定こども園の園舎に備えるべき設備の基準）

第4条 条例第6条第1項第6号の規則で定める設備は、次のとおりとする。ただし、特別の事情があるときは、第1号の職員室及び第2号の保健室は、兼用することができる。

- (1) 職員室
- (2) 保健室
- (3) 飲料水用設備
- (4) 手洗用設備及び足洗用設備

2 条例第6条第6項第2号の規則で定める設備は、次のとおりとする。

- (1) 放送聴取用設備
- (2) 映写設備
- (3) 水遊び場
- (4) 園児清浄用設備
- (5) 会議室

（子育て支援事業）

第5条 条例第10条第2項の主務省令で定めるもののうち知事が定めるものは、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号）第2条第1号に掲げる事業とする。

（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例を準用する場合の技術的読替え）

第6条 条例第12条の規定により幼保連携型認定こども園について児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年岩手県条例第87号）の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替えられる児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第4条第1項	入所している者の人格	園児の人格
第4条第2項	児童の	園児の
第7条第1項	法	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
第9条の見出し	入所した者	園児
第9条及び第19条第1項	入所している者	園児
第9条	又は入所	又は入園
第10条	入所中の児童 対し、	園児 対し、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）第13条第1項の規定により読み替えて準用する
	いう。）	いう。）第9条の2
第11条	児童福祉施設の長	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第1項に規定する園長（以下「園長」という。）
	入所中の児童等（法第33条の7に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。）に対し、法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき、又は同条第3項	法第47条第3項
	児童等	園児
第13条第1項	入所している者	保育を必要とする子どもに該当する園児
第13条及び第43条	省令	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準第13条第1項の規定により読み替えて準用する省令
第18条	利用者	園児
第19条第1項	援助	教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。第3項及び第47条において同じ。）並びに子育ての支援
第19条第3項	援助に関し、当該援助に係る措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは	教育及び保育並びに子育ての支援について、
	県又は市町村	市町村

第43条	幼児	園児
第47条	保育所の長	園長
	入所している乳幼児	園児
	保育	教育及び保育

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 条例附則第5項に規定する幼保連携型認定こども園については、園舎が建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物で、園児の待避上必要な設備を備えるときは、第3条第1項の規定にかかわらず、当分の間、保育室等を2階に設けることができる。
- 3 条例附則第7項に規定する幼保連携型認定こども園については、園舎が建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物（同号ロに該当するものを除く。）であり、第3条第1項第2号及び第3号の要件を満たすときは、第3条第1項の規定にかかわらず、当分の間、保育室等を2階に設けることができる。
- 4 条例附則第9項の規則で定める要件は、次のとおりとする。
 - (1) 園児が安全に利用できる場所であること。
 - (2) 園児が日常的に利用できる場所であること。
 - (3) 教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。

1 区域の設定

(1) 設定区域の趣旨

区域は、市町村が定める教育・保育提供区域を勘案して、教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定める単位をいいます。

(2) 設定区域の内容

県が定める区域は、市町村単位を1区域とします。したがって、全体で33区域となります。

(3) 設定区域の状況（区域名）

盛岡市、宮古市、大船渡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市
陸前高田市、釜石市、二戸市、八幡平市、奥州市、滝沢市、雫石町、葛巻町
岩手町、紫波町、矢巾町、西和賀町、金ヶ崎町、平泉町、住田町、大槌町
山田町、岩泉町、田野畑村、普代村、軽米町、野田村、九戸村、洋野町、一戸町

2 各年度の量の見込と提供体制、実施時期

（各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期）

(1) 各年度における教育・保育の量の見込み

各年度における県全域及び設定区域ごとの教育・保育の量の見込みは、別表1-1及び別表1-2の「量の見込」欄のとおりとします。

また、幼稚園、保育所の認定こども園への移行については、制度の財源や給付の詳細が決まっていないことから流動的な状況にあり、未定とする施設が複数あります。このため、「認定こども園への移行の認可・認定の基準となる必要利用定員総数に加算する数」は、定めないこととします。

なお、幼稚園又は保育所から認定こども園に移行する場合には、制度の目的である認定こども園の普及の観点から、既に確保対策が量の見込を上回っている場合にも、原則として認可を行う方針とします。

【 案 】

平成 27 年 10 月 5 日

岩手県知事 達 増 拓 也 様

岩手県子ども・子育て会議
幼保連携型認定こども園部会長

幼保連携型認定こども園の設置の認可について（答申）
さきに諮問のありました標記について、下記のとおり答申します。

記

諮問件数	1 件
認可を適とする件数	1 件
認可を不適とする件数	件

（詳細は別紙のとおり）

別紙

幼保連携型認定こども園の設置の認可につき審議するものの一覧表

番号	名称	所在地	設置者	開設の時期	適否
1	認定こども園宮古ひかり	宮古市西町三丁目16-1、16-2	学校法人岩手キリスト教学園	平成27年11月2日	<input checked="" type="radio"/> 適 <input type="radio"/> 否